

## 債権回収の闘いは契約前から始まっています

### はじめに

皆様、新年明けましておめでとうございます。  
本年もよろしくごお願い申し上げます。  
さて、今月号では、債権回収問題について解説いたします。

### 債権回収の悩み

皆様が法律問題で悩むことの上位に「債権回収問題」つまり、せっかく契約して売上げがあがっても、実際にお金を回収できず、不良債権化してしまうというのがあると思います。

最近は「とにかく契約書は作らなければだめだ」と、契約書の重要性について説明している書籍も増えてきたので、契約書は作成しよう、回収しやすいような契約内容にしよう、という意識は高まってきたのではないかと思います。

契約書の存在意義の柱の一つは、もちろん「争いになったときの証拠とするため」です。

つまり、裁判で勝てるようにするためです。しかし、裁判沙汰になった場合の債権回収のハードルは二つあります。

すなわち「勝訴判決を勝ち取れるか」という問題と「実際に回収できるのか」という問題です。

どんなに裁判がうまくいって、勝訴判決が出たとしても、実際に回収できなければ判決書はただの紙切れとなってしまいます。

そうならないためには、「この取引先に万が一のときに差し押さえられる資産はあるのか」ということを常に意識しなければならないのです。

そして、その準備は、契約書を作る前、もっと言えば、取引先候補と接触する前から既に始まっているのです。

法律相談を受けるときによく言われるのが「契約書が大事だっただけのはわかる。だけど、相手との立場の違いがあって、こっちは強く言えない。だからどうしても相手の言うとおりになるし、下手すると契約書を作れだなんて、うちを信用できないのか！と言われて、どうしようもないときもあるよ」

確かに、契約は双方の合意なので、その内容も双方が合意されたものでなければならないのは当然で、取引慣行上、難しい面があるのは否めないでしょう。

では、もし取引先の意味とは関係なく、取引先を調査できる方法があるとすれば・・・。

### 契約前の取引先調査

皆様は、これから取引をしようとしている相手を、事前にどれくらい調査されていますか。

インターネットでの評判を見ているかもしれません。

大きい取引の場合は調査会社に依頼されているところもあるでしょう。

今回は、手軽にできる方法の一つとして、「登記情報を見よ」というのをご紹介したいと思います。

相手が株式会社等であれば、当然登記をしているはずで。

まずは商業・法人登記の履歴事項全部証明書を手に入れてください。

今は社名や住所がわかればオンラインから誰でも簡単に入手できます。

この履歴事項全部証明書には、事業目的、設立年月日、役員の名と着任・退任日、代表取締役の住所などが記載されています。

例えば、設立して日が浅いか否か、役員が頻に入れ替わっていないか、事業目的がバラバラで怪しい点はないか等、ここからだけでも、信用できる取引先か否かがわかることがあるのです。

さらに、代表取締役の住所から不動産の全部事項証明書を手入れし（これも誰でも取れます）、誰が所有しているのか、担保はとられているのか等の資産調査を行うこともできますし、では誰を保証人にするのが望ましいか等契約書作成にあたっての戦略を練ることもできます。

数百万円、数千万円の回収を逃さないための手間だと思って、是非参考にしてみてくださいと思います。

### あとがき

更に詳しい内容を聞きたいという方は、是非ご相談ください。

24時間以内に法律相談に回答する光速弁護士がお助けいたします。

米澤総合法律事務所

代表弁護士 米澤章吾

TEL:03-6280-3617

FAX:03-6280-3614

E-MAIL:yonezawa@sy-bengoshi.com

HP:https://www.sy-bengoshi.com/